

# 化学物質等安全データシート(MSDS)

整理番号 : 209-0005

## 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称 : 水性トタン用塗料 スカイブルー  
種類 : アクリル樹脂系エマルジョンペイント  
製造会社 :  
会社名 : サンデーペイント株式会社  
住所 : 〒554-0012 大阪市此花区西九条6丁目1番124号  
担当部門 : お客様相談室長  
電話番号 : 06-6466-6700  
FAX番号 : 06-6466-2751  
用途 : 一般用  
作成日 : 1997年1月22日  
改訂日 : 2011年7月8日

## 2. 危険有害性の要約

### GHS分類

#### 物理化学的危険性

火薬類 : 分類できない  
可燃性／引火性ガス : 分類対象外  
可燃性／引火性エアゾール : 分類対象外  
支燃性／酸化性ガス : 分類対象外  
高压ガス : 分類対象外  
引火性液体 : 区分外  
可燃性固体 : 分類対象外  
自己反応性化学品 : 分類できない  
自然発火性液体 : 分類できない  
自然発火性固体 : 分類対象外  
自然発燃性化学品 : 分類できない  
水反応可燃性化学品 : 分類できない  
酸化性液体 : 分類できない  
酸化性固体 : 分類対象外  
有機過酸化物 : 分類できない  
金属腐食性物質 : 分類できない

#### 健康に対する有害性

急性毒性—経口 : 区分外  
急性毒性—経皮 : 区分外  
急性毒性—吸入(気体) : 分類対象外  
急性毒性—吸入(蒸気) : 区分外  
急性毒性—吸入(粉塵／ミスト) : 区分5  
皮膚腐食性／刺激性 : 区分外  
眼に対する重篤な損傷性／刺激性 : 区分外  
呼吸器感作性 : 区分外  
皮膚感作性 : 区分外  
生殖細胞変異原性 : 区分外  
発がん性 : 分類できない  
生殖毒性 : 区分1  
特定標的臓器／全身毒性(単回暴露) : 区分1  
(呼吸器、心臓、腎臓、中枢神経系)  
特定標的臓器／全身毒性(反復暴露) : 区分1  
(呼吸器、心臓、中枢神経系)  
呼吸性呼吸器有害性 : 区分外

#### 環境に対する有害性

水性環境急性有害性 : 区分3  
水性環境慢性有害性 : 区分3

#### GHSラベル要素

##### 絵表示またはシンボル



## 注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

- 吸入すると有害のおそれ。
- 生殖能または胎児への悪影響のおそれ。
- 臓器(呼吸器、心臓、腎臓、中枢神経系)の障害。
- 長期にわたる、または、反復暴露により臓器(呼吸器、心臓、中枢神経系)の障害。
- 水生生物に有害。
- 長期的影響により水生生物に有害。

## 注意書き

### 安全対策

- 使用前に取扱説明書を入手すること
- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 必要に応じて個人用保護具を使用すること
- 粉じん、ヒューム、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 取扱い後は手をよく洗うこと。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- 環境への放出を避けること。

### 応急措置

- 暴露した場合は、医師に連絡すること。
- 気分が悪い時は、医師の診断、手当を受けること。
- 吸入した場合は、気分が悪い時は、医師に連絡すること。

### 保管

- 施錠して保管すること。

### 廃棄

- 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

## 3. 組成及び成分情報

化学物質／混合物の区分	: 混合物
化学名または一般名	: 情報なし
化学特性(化学式等)	: 情報なし
毒物及び劇物取締法	: 該当せず
成分	:

成分名	CAS No.	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇 法	PRTR法・備考
酸化チタン	13463-67-7	1.0~10.0	○	—	
エチレングリコール	107-21-1	1.0~10.0	○	—	
フタロシアニンプール	147-14-8	1.0~10.0	○	—	

## 4. 応急措置

### 吸入した場合

- 蒸気、ガスなどを吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
気分が悪い時には、医師に連絡すること。
- 蒸気、ガスなどを大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し暖かく安静にする。  
呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。

### 皮膚に付着した場合

- 付着物を布にて素早く拭き取る。
- 大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- 外観に変化が見られたり、刺激、痛みがある場合、気分が悪いときには医師の診断を受けること。

### 眼に入った場合

- 直ちに、大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。  
まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- できるだけ早く医師の診察を受けること。

### 飲み込んだ場合

- 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- 嘔吐物は飲み込ませないこと。
- 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

### 応急措置をする者の保護

- 適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。
- 換気を行う。

## 5. 火災時の措置

消火剤	: 全ての消火剤
使ってはならない消火剤	: —
特有の消火方法、消火を行うものの保護	

- 周辺火災に対応して、消火活動を行うこと。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- 作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグルなど)を着用する。
- 周囲を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないように二次災害を防止する。

### 環境に対する注意事項

- 河川の排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

### 封じ込め及び浄化の方法／機材

- 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
- 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策

- 換気の良い場所で取り扱う。
- 容器はその都度密栓する。
- 皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。
- 取扱い後は手・顔などはよく洗い、休憩所などに手袋などの汚染保護具を持ち込まない。
- 過去に、アレルギー症状を経験している人は取り扱わないこと。

#### 保管

- 日光の直射を避ける。
- 風通しのよいところに保管する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 設備対策

- 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備にすること。

### 管理濃度／許容濃度

化学物質名	暴露管理基準 ppm	暴露管理基準 mg/m <sup>3</sup>	skin	ACGIH_TWA ppm	ACGIH_TWA mg/m <sup>3</sup>	skin	IARC
酸化チタン	—	—	—	—	10	—	3
エチレングリコール	—	—	—	—	100	—	—
フタロシアニブル	—	—	—	—	—	—	—

### 保護具

#### 呼吸器の保護具

- 作業を行う場合には適切な保護マスクを着用すること。

#### 手の保護具

- 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。

#### 目の保護具

- 取扱いには保護メガネを着用すること。

#### 皮膚及び身体の保護具

- 取扱い場合には、皮膚を直接暴露させないような衣類をつけること。また化学用品が浸透しない材質であることが望ましい。

#### その他

- 静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

### 外観

物理的状態(20℃)	: 液体
色	: 青 系
臭い	: 情報なし
pH	: 9
融点／凝固点	: 情報なし
沸点、初留点、沸騰範囲	: 100 °C
引火点	: — °C
自然発火温度(発火点)	: 情報なし °C
燃焼性(固体・ガス)	: 情報なし
燃焼または爆発範囲の上限／下限	: 0.0 / 0 vol %
蒸気圧 Pa (°C)	: 情報なし
蒸気密度	: 情報なし
蒸気速度	: 情報なし
比重(相対密度)	: 1.15 ±0.05
溶解度	
水に対する溶解度	: 情報なし
水に対する溶解性	: 情報なし

溶媒に対する溶解度	: 情報なし
溶媒に対する溶解性	: 情報なし
オクタノール／水分配係数	: 該当なし
分解温度	: 情報なし

## 10. 安定性および反応性

### 避けるべき条件

- 高温を避ける。
- 衝撃を避ける／振動を避ける。

### 危険有害な分解性生成物

- 低分子モノマーなどの有害ガスが発生する。
- 一酸化炭素などの有害ガスが発生する。

## 11. 有害性情報

### 急性毒性

酸化チタン	: LD50 (経口)	—	—
	: LD50 (経皮)	—	—
	: LC50 (蒸気)	—	—
	: LC50 (粉塵／ミスト)	—	—
エチレングリコール	: LD50 (経口)	—	4000mg/kg(4h)
	: LD50 (経皮)	—	10600mg/kg(4h)
	: LC50 (蒸気)	—	—
	: LC50 (粉塵／ミスト)	—	—
フタロニアンブルー	: LD50 (経口)	—	—
	: LD50 (経皮)	—	—
	: LC50 (蒸気)	—	—
	: LC50 (粉塵／ミスト)	—	—

### 皮膚腐食性／刺激性

エチレングリコール	: 区分3
-----------	-------

### 眼に対する重篤な損傷／刺激性

酸化チタン	: 区分2B
エチレングリコール	: 区分2B

### 生殖毒性

エチレングリコール	: 区分1B
-----------	--------

### 特定標的臓器／全身毒性—単回暴露

酸化チタン	: 区分3 (気道刺激性)
エチレングリコール	: 区分1 (呼吸器、心臓、腎臓、中枢神経系)

### 特定標的臓器／全身毒性—反復暴露

エチレングリコール	: 区分1 (呼吸器、心臓、中枢神経系)
-----------	----------------------

## 12. 環境影響情報

### 避けるべき条件

- 漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。  
特に製品や洗浄水が地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

### 水生環境有害性 (慢性毒性)

酸化チタン	: 区分4
-------	-------

## 13. 廃棄上の注意

### 残余廃棄物

- 廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- 塗料製品、廃材料および焼却灰などの一部は、特別管理産業廃棄物の「特定有害産業廃棄物」に該当する法律および関係する法規に準じて行うこと。
- 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- 排水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従って処理を行うか、委託をすること。
- 廃塗料などを焼却処理をする場合には、珪藻土等に吸着させて開放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。  
または焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合には、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
- 特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。

### 汚染容器および包装

- 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
- 空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

## 14. 輸送上の注意

- 容器にもれのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

- 取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。

国連番号 : —

#### 陸上輸送

- 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。

#### 海上輸送

- 船舶安全法に定めるところに従うこと。

#### 航空輸送

- 航空法に定めるところに従うこと。

指針番号 : —

### 15. 適用法令

#### 消防法

- —

#### 労働安全衛生法

- 57条の2 通知対象物質

#### 高圧ガス取締法

- —

#### 船舶安全法

- —

#### 航空法

- —

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- —

#### 化学物質管理促進法

- —

### 16. その他の情報

#### 引用文献

- 日本塗料工業会編集 『原料物質データベース』
- 日本塗料工業会編集 :製品安全データシート・ガイドブック (混合物用)
- オーム社 :溶剤ポケットブック
- 危険物防災救急便覧
- 国際化学物質安全カード (ICSC)

#### その他

- このMSDSは、当社の製品を適正にご使用戴くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の取扱いを対象としたものです。
- 記載内容は現時点で入手した資料、情報データに基づき作成しておりますが、危険、有害性に関する評価は必ずしも十分なものではありませんので、取扱いには十分注意してください。
- このMSDSは、法令の改正、新しい知見により予告なく改訂することがあります。
- このMSDSは、国の規制を含む(社)日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていませんので、当該自治体の規制に従って対処してください。
- 危険有害成分の濃度(%)表示の幅記載は「以上～未満」を示しています。
- PRTR該当物質については1、2種は1%以上、特定1種は0.1%以上の場合に対象となります。
- 2種については国(事業所管大臣)への報告は不要です。
- 2009年度の報告は旧政令番号での報告となります。
- PRTR政令番号は新政令番号にて記載しております。